愛媛県報

令和８年11月10日火曜日　第762号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

規　　則

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（健康増進課）… 695

告　　示

○ 落札者等の告示……（薬務衛生課）… 701
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……（経営支援課）… 701
○ 保安林予定森林にする旨の通知……（森林整備課）… 702
○ 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧……（水産課）… 702
○ 落札者等の告示……（道路維持課）… 702
○ 土地改良区役員の就退任の届出……（東予地方局農村整備課）… 703
○ 土地改良区の定款変更の認可……（中予地方局農村整備第一課）… 703
○ 指定道路の指定……（中予地方局建築指導課）… 703
○ 医師の指定……（福祉総合支援センター）… 703
○ 指定医師の所在地の変更……（　〃　）… 703
○ 指定医師の辞退の届出……（　〃　）… 703

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規　　則

○愛媛県規則第44号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（任意入院者の定期病状報告） **第23条の２**　条例第１条の規定による報告は、任意入院者定期病状報告書（様式第18号の６）により、当該保健所長を経てするものとする。 **様式第５号**（第６条関係）　措置入院に関する診断書 （表） 措置入院に関する診断書 省略 省略 医学的総合判断　１要措置　２　措置不要 省略	（任意入院者の定期病状報告） **第23条の２**　条例第１条の規定による報告は、任意入院者定期病状報告書（様式第18号の７）により、当該保健所長を経てするものとする。 **様式第５号**（第６条関係）　措置入院に関する診断書 （表） 措置入院に関する診断書 措置入院に関する診断書 省略 省略 医学的総合判断　１　要措置　２　措置不要 行動制限の要否　１　要　２　否 上記についての理由及び意見 その他特記事項 省略

精神保健指定医氏名

省略

省略

（裏）

省略

１～６　省略

７　省略

８　省略

様式第５号の２（第６条関係）　移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

（表）

省略

省略	省略
	省略 精神保健指定医氏名
	省略 省略

（裏）

省略

１～３　省略

４　省略

５　省略

様式第５号の３（第６条関係）　入院継続に関する診断書

（表）

省略

省略	省略
	省略 精神保健指定医氏名
	省略 省略

（裏）

省略

１～６　省略

７　省略

様式第７号の２（第８条の２関係）　移送記録票

省略	
診断した精神保健指定医氏名	

精神保健指定医氏名

署名

省略

省略

（裏）

省略

１～６　省略

７　精神保健指定医氏名の欄は、診断した精神保健指定医が署名すること。

８　省略

９　省略

様式第５号の２（第６条関係）　移送による医療保護入院・応急入院に関する診断書

（表）

省略

省略	省略
	省略 精神保健指定医氏名 署名
	省略 省略

（裏）

省略

１～３　省略

４　精神保健指定医氏名の欄は、診断した精神保健指定医が署名すること。

５　省略

６　省略

様式第５号の３（第６条関係）　入院継続に関する診断書

（表）

省略

省略	省略
	省略 精神保健指定医氏名 署名
	省略 省略

（裏）

省略

１～６　省略

７　精神保健指定医氏名の欄は、診断した精神保健指定医が署名すること。

８　省略

様式第７号の２（第８条の２関係）　移送記録票

省略	
診断した精神保健指定医氏名	署名

省略
省略 太枠内は、行動制限を必要と診断した精神保健指定医が記載すること。

様式第９号（第10条関係）　措置症状消退届出書

（表）

省略	
措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	
省略	

（裏）

省略 １　省略 ２　省略

様式第17号（第17条関係）　医療保護入院届出書

様式第17号（その１）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表）

省略	省略	
	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	
	省略	
	省略	

（裏）

省略 １・２　省略 ３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態（複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態）を記載すること。また 、法第33条第１項及び第３項に規定する入院、同条第２項　及び第３項に規定する入院又は法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。 ４～８　省略 ９　省略

注　省略

様式第17号（その２）（特定医師による医療保護入院の場合）

（表）

省略
省略 １　太枠内は、行動制限を必要と診断した精神保健指定医が記載すること。 ２　診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

様式第９号（第10条関係）　措置症状消退届出書

（表）

省略	
措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名	署名
省略	

（裏）

省略 １　省略 ２　措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。 ３　省略

様式第17号（第17条関係）　医療保護入院届出書

様式第17号（その１）（精神保健指定医による医療保護入院の場合）

（表）

省略	省略	
	入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名
	省略	
	省略	

（裏）

省略 １・２　省略 ３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態 を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第１項及び第３項に規定する入院、法第33条第２項及び第３項に規定する入院又は法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。 ４～８　省略 ９　入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。 10　省略

注　省略

様式第17号（その２）（特定医師による医療保護入院の場合）

（表）

省略	省略		
	入院を必要と認めた特定医師氏名		
	確認した精神保健指定医氏名		省略
	省略		
	省略		

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態（複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態）を記載すること。また

、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～７　省略

８　省略

９　省略

注　省略

様式第17号（その３）（医療保護入院者の入院期間の更新の場合）

（表）

省略		省略	
医療保護入院年月日（法第33条第１項・第２項による入院）	省略	更新が必要と判断した精神保健指定医氏名	
省略		省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態（複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態）を記載すること。また

、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同条第２項　及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載する

省略	省略		
	入院を必要と認めた特定医師氏名	署名	
	確認した精神保健指定医氏名	署名	省略
	省略		
	省略		

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態

を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～７　省略

８　入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師が署名すること。

９　確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

10　省略

11　省略

注　省略

様式第17号（その３）（医療保護入院者の入院期間の更新の場合）

（表）

省略		省略	
医療保護入院年月日（　第33条第１項・第２項による入院）	省略	更新が必要と判断した精神保健指定医氏名	署名
省略		省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態

を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同法第33条第２項及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載する

こと。 ４・５　省略 ６　省略 ７　今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等の欄及び今回の更新に同意をした家族等の欄は、親権者が両親の場合は　原則として両名を記載すること。なお、両親の住所が異なる場合は、両名の住所を記載すること。 ８　省略 ９　省略	こと。 ４・５　省略 ６　更新が必要と判断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 ７　省略 ８　家族等の氏名　　欄は、親権者が両親の場合は、原則として２人目　　を記載すること。 ９　家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に２つ目を記載すること。 10　省略 11　省略

様式第18号の４（第20条関係）　応急入院届出書

様式第18号の４（その１）（精神保健指定医による応急入院の場合）

（表）

省略	
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	

（裏）

省略 太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第34条第３項の規定による移送が行われた場合には、記載する必要はないこと。

様式第18号の４（その２）（特定医師による応急入院の場合）

（表）

省略	省略		
	入院を必要と認めた特定医師氏名		
	確認した精神保健指定医氏名		省略
	省略		
	省略		

（裏）

省略 １～５　省略 ６　省略

様式第18号の５（第22条関係）　措置入院者定期病状報告書

様式第18号の４（第20条関係）

様式第18号の４（その１）

応急入院届出書

（表）

省略	
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名	署名

（裏）

省略 １　太枠内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第34条第３項の規定による移送が行われた場合には、記載する必要はないこと。 ２　入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

様式第18号の４（その２）（特定医師による応急入院の場合）

（表）

省略	省略		
	入院を必要と認めた特定医師氏名	署名	
	確認した精神保健指定医氏名	署名	省略
	省略		
	省略		

（裏）

省略 １～５　省略 ６　入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師が署名すること。 ７　確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。 ８　省略

様式第18号の５（第22条関係）　措置入院者定期病状報告書

（表）

省略	省略	
	診察した精神保健指定医氏名	
	省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態（複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態）を記載すること。また

、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同条第２項　及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～６　省略

７　省略

様式第18号の６（第23条の２関係）　任意入院者定期病状報告書

（表）

省略	省略	
	診断した主治医氏名	
	省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態（複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態）を記載すること。また

、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同条第２項　及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～６　省略

様式第19号（第24条関係）　措置入院者仮退院許可申請書

省略	
診察した精神保健指定	

（表）

省略	省略	
	診察した精神保健指定医氏名	署名
	省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同法第33条第２項及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～６　省略

７　診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

８　省略

様式第18号の６（第23条の２関係）　任意入院者定期病状報告書

（表）

省略	省略	
	診断した主治医氏名	署名
	省略	

（裏）

省略

１・２　省略

３　入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第１項及び第３項に規定する入院、同法第33条第２項及び第３項に規定する入院又は同法第33条の６第２項に規定する入院については、その旨を記載すること。

４～６　省略

７　診断した主治医氏名の欄は、主治医が署名すること。

様式第19号（第24条関係）　措置入院者仮退院許可申請書

省略	
診察した精神保健指定	署名

医　氏　名	
省略	

医　氏　名	
省略	

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則施行の際現に提出されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第５号から様式第５号の３までの規定による診断書又は様式第19号の規定による申請書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第５号から様式第５号の３までの規定による診断書又は様式第19号の規定による申請書とみなす。

告　　示

○愛媛県告示第1129号

次のとおり落札者を決定した。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
液体クロマトグラフ質量分析計の借入れ（リース）　一式	愛媛県立衛生環境研究所 愛媛県東温市見奈良1545番地４	令和８年10月23日	ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社 四国支店 愛媛県松山市二番町３丁目６番地	759,000円 （月額）	一般競争入札	令和８年９月４日

○愛媛県告示第1130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第６条第３項において準用する法第５条第２項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変　更　前	変　更　後	変更する年月日	届　出年月日
フジグラン重信・ＤＣＭ重信店	東温市野田三丁目１番13号　外	荷さばき施設の位置及び面積	585平方メートル （４箇所）	625平方メートル （５箇所）	令和９年６月24日	令和８年10月23日
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設１から３ 午前６時から午後８時まで 荷さばき施設４ 午前８時から午後５時まで	荷さばき施設１から３ 午前６時から午後10時まで 荷さばき施設４ 午前８時から午後５時まで 荷さばき施設５ 午後10時から翌午前６時まで		

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1131号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町目黒（国有林。次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1132号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第５条第３項の規定により、１のとおり公示し、及び２のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　届出事項

（愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県四国中央市土居町天満官有地 岸　章正	愛媛県四国中央市土居町津根3908－１ 藤田清勝	愛媛県四国中央市土居町野田甲437－１ 林　勝信	土居	愛媛県漁業協同組合土居支所
愛媛県西条市禎瑞2345 小林克雄	愛媛県西条市禎瑞567－１ 杉本真吾	愛媛県西条市氷見甲20 小野治美	禎瑞	愛媛県漁業協同組合西条支所
愛媛県西条市壬生川439－７ 稲井　進	愛媛県西条市小松町妙口甲201 本田忠誠	愛媛県西条市壬生川554－３ 柳瀬豊明	壬生川	愛媛県漁業協同組合壬生川支所

（愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県宇和島市津島町須下416番地２ 福島珠幸	愛媛県宇和島市津島町成156番地 入江　護	愛媛県宇和島市津島町曲烏52番地 細川隆治	下灘第一	愛媛県漁業協同組合下灘支所

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

令和８年11月10日から令和８年11月24日まで

⑵　縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課管内の加入区	愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課
愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課管内の加入区	愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課

○愛媛県告示第1133号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県路面検温監視システムサーバ更新業務	愛媛県土木部道路都市局道路維持課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和８年10月20日	株式会社　ＮＴＴデータ四国 愛媛県松山市本町１丁目３番地４	44,187,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第２号の規定による。

○愛媛県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和８年11月10日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

退　任

役員の種類	氏　　名	住　　所
理　事	岡　崎　直　子	新居浜市中西町10－３

○愛媛県告示第1135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、松山市泊土地改良区の定款の変更を認可した。

令和８年11月10日

愛媛県中予地方局長　小　山　哲　司

○愛媛県告示第1136号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和８年11月10日

愛媛県中予地方局長　小　山　哲　司

１　指定道路の種類

建築基準法第42条第１項第５号

２　指定年月日

令和８年10月30日

３　指定道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字義農1352番７の一部、1352番８の一部

４　指定道路の延長及び幅員

(1)　延長　32.60メートル

(2)　幅員　4.00メートル

○愛媛県告示第1137号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	愛媛県立新居浜病院	江原愛実	新居浜市本郷三丁目１番１号	令和８年11月１日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	愛媛県立新居浜病院	竹本隼	新居浜市本郷三丁目１番１号	令和８年11月１日
肢体不自由	脳神経外科	市立宇和島病院	圍優樹	宇和島市御殿町１番１号	令和８年11月１日
呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	近藤圭大	四国中央市川之江町2233番地	令和８年11月１日

○愛媛県告示第1138号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
森　崇明	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人静心会平成病院	大洲市柚木811番地１	令和４年４月１日
國分勝仁	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	令和７年４月１日
田坂達郎	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	令和８年９月１日

○愛媛県告示第1139号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第２項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和８年11月10日

愛媛県知事　中　村　時　広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	矢葺洋平	四国中央市川之江町2233番地	令和８年10月２日

肢　体　不　自　由	リハビリテーション科	伊　予　病　院	藤　田　浩　史	伊予市八倉906番地５	令和 ８年10月２日
肢体不自由、呼吸器機能障害	リハビリテーション科	伊　予　病　院	北　出　公　洋	伊予市八倉906番地５	令和 ８年10月22日